

競技会等名義後援細則

公益社団法人 日本滑空協会

目的 この規則は、日本滑空協会規程第 007 号の補則として、競技会等の名義後援についての実務上の基準を公開し、関係団体に広く適切に利用していただくことにより、滑空スポーツの振興を図り、以て公益の増進に寄与することを目的とします。

(1) イベント主催者の責任

主催者は、イベントの魅力を最大限にする努力とともに、万一の場合の責任を負います。そのために、安全第一と謳うだけで無く、具体的な安全対策を実施するべきです。

(2) イベント後援について

後援にもいろいろありますが、当協会では名義後援のみを行っております。

これは、当協会が名義後援するイベントは滑空スポーツイベントとして妥当なものであることを、滑空スポーツ統括団体として認定し、保証するものです。

主催、共催、あるいは協賛の場合は別として、名義後援では経済的支援を行いません。

主催者ではありませんので、(1) に述べた責任を負うことはできません。

(3) 名義後援イベントの支援内容

名義後援イベントには以下の支援をさせていただきます。

- ① イベントが公益社団法人日本滑空協会の後援であることを表示していただけて結構です。
- ② イベント内容に応じて、公益社団法人日本滑空協会賞、滑空奨励賞、滑空奨励努力賞のいずれかの賞状を授与します。公益社団法人日本滑空協会賞には、最上位者に副賞として、盾を授与します。
- ③ イベント開会式、閉会式の両方あるいはいずれかに、当協会役員が参列します。

(4) 当協会が授与する賞（当協会主催の競技会を除く）

公益社団法人日本滑空協会賞（賞状・別紙 1）

基本的に銅章レベル以上の滑空スポーツ（野外飛行）競技会を対象とします。

銅章レベル以下の競技会の場合、公益性の高い競技会に限り、対象とする場合があります。

複座の競技機を含む場合、搭乗者全員が選手資格者であることを条件とします。

名義後援の場合、賞状および副賞として盾を授与します。

名義後援できない場合は公益社団法人日本滑空協会賞の対象になりません。

滑空奨励賞（賞状・別紙 2）

単座による銅章レベル以下の滑空競技を対象とします。

教官同乗複座機で出場する選手は表彰の対象となりません。

賞状を授与します。

滑空奨励努力賞（賞状・別紙 3）

教官同乗複座機による飛行会などを対象とします。

賞状を授与します。

(5) 名義後援イベントの要件

名義後援イベントは以下を要件としております。

① 主催者がイベントの全責任を負うことを了承していること。

当協会から主催者に適時迅速確実に連絡が取れること。具体的には、ご連絡いただいた主催者の電話番号や E-mail Address に即連絡可能であることです。これは万一の場合、所管警察署などを含め、当協会も各種問合せを受けますが、その際後援者として、適切な対応をするためです。

② 具体的な安全対策が取られていること。

隔離された競技場内だけで実施される競技と異なり、公共の場である空の上で実施するイベントでは、万一の場合、第三者に被害を及ぼす可能性があります。そのため、飛行イベントには具体的な安全対策が必要です。飛行の安全性確保には自分の技量範囲で飛行すべきであると言う当協会の考え方を実施していることを最低要件としております。例えば、野外飛行を含む競技会では、全選手が当協会の日本滑空記章規程の野外飛行技量である銅章（滑翔技術、アウトランディング技術）以上を所持することを競技規定に明記し、選手を管理していただくことが必要です。

③ 公益法人である当協会の見地から、特定団体内限定のイベントよりは社会的にオープンなイベントを優先させていただきます。

④ イベント内容を具体的に把握できる資料をご提出下さい。

イベント主旨、開催要項、競技規定、参加者名簿（含所有滑空記章、技能証明書）などの資料のご提出をいただき、後援要件を満たしていることを確認させていただきます。

主催者ホームページなどのイベント案内と後援依頼書は整合させて下さい。

(6) 名義後援要件を満たせない場合の支援

当協会の目的である“滑空スポーツの普及・振興”に寄与していると認められるイベントであれば、名義後援の要件を満たしていない場合でも、安全上のリスクが高い場合を除き、何らかの支援を行いたいと考えております。具体的には、イベントに当協会後援を表示することや開会式、閉会式に当協会役員が出席することはできませんが、滑空奨励賞あるいは滑空奨励努力賞を代理授与させていただきます。

(7) 後援をお申込みいただくには

特にフォーマットはございませんが、最終的に主催者（イベントの責任を負う人）から公益社団法人日本滑空協会会長あて後援依頼をいただければ、ご返事を差し上げ、条件を満たしていれば支援させていただきます。

事前にメールなどでイベント内容に関する資料をご提出いただき、確認・調整させていただいたうえで、申請されるほうが良いと存じます。副賞作成には発注から1カ月ほどの時間が必要ですので、十分な時間の猶予をいただきたいと存じます。

当協会ホームページに開催案内を掲示したり、機関誌“JSA Info”に記事を掲載したりすることができます。ただし、掲載原稿は主催者に作成していただきます。

附則

この規則は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

改定履歴

平成 20 年 8 月 1 日 制定

平成 24 年 8 月 1 日 改定施行 公益社団法人への移行登記に基づく法人名称変更

(別紙 1)

賞 状

公益社団法人 日本滑空協会賞

最優秀選手/団体優勝

○○○○○○○○ ○○○○ 殿

あなたは○○○○○○○○○○において
優秀な成績を収められました
よってここにその栄誉を称え
これを賞します

平成○○年○○月○○日

公益社団法人 日本滑空協会

会 長

(別紙 2)

賞 状

滑空奨励賞

最優秀選手/団体優勝

○○○○○○○○ ○○○○ 殿

あなたは○○○○○○○○○○において
優秀な成績を収められましたので
これを賞します

平成○○年○○月○○日

公益社団法人 日本滑空協会

会 長

(別紙 3)

賞 状

滑空奨励努力賞

最優秀選手/団体優勝

○○○○○○○○ ○○○○ 殿

あなたは○○○○○○○○○○において
優秀な成績を収められましたので
これを賞します

平成○○年○○月○○日

公益社団法人 日本滑空協会

会 長